

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 23 年 4 月 26 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 野木委員
中里委員 奥山委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教育委員会臨時会議事日程

平成23年4月26日（火）午前10時00分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

平成22年度教育委員会運営方針期末振り返りについて ほか

3 請願等審査

受理番号 68 教科書採択に関する請願書

受理番号 74 教科書採択手続きに関する要望書

受理番号 75 中学校歴史教科書の採択に関する要望書

受理番号 77 中学校歴史教科書の採択に関する請願書

教科書採択に関する請願書 3件（受理番号 70、71、76）

中学校歴史教科書の採択に関する要望書 2件（受理番号 72、73）

受理番号 1 憲法に則った学習指導に関する請願書

4 審議案件

教委第4号議案 教育長に専決させる請願及び陳情の指定について

教委第5号議案 横浜市立中高一貫教育校の校名候補及び適性検査実施日の決定について

教委第6号議案 懲戒処分標準例の一部改正について

教委第7号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について

教委第8号議案 学校運営協議会委員の任命について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

それでは、ただいまから教育委員会臨時会を開催いたします。

はじめに会議録の承認を行います。前回、平成 23 年 4 月 12 日の会議録署名者は小濱委員と奥山委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

山田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

一般報告ですが、市会は、まだ選挙が終わっておりませんでしたので、特にございませんでした。

2 市教委関係

- 4/20 東日本大震災に係る都道府県・指定都市教育委員会教育長会議
- 4/22 第1回ヨコハマ3R夢推進連絡会議

市教委の関係でございますが、4月20日に、東日本大震災に係る都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が文部科学省で開かれまして、この間の東日本大震災に係るその補正予算あるいはその節電等の対策について、会議が行われたところでございます。あわせて、その場で被災3県1政令市から、教育長がお礼のごあいさつと、今後ともその支援、引き続きよろしく申し上げますというふうなごあいさつがございました。これがまず一点でございます。

それから、4月22日に第1回ヨコハマ3R夢推進連絡会議ということで、以前はG30と言っておりましたけれども、資源の抑制と有効活用ということで、今後の取組あるいはスケジュール等について、会議がもたれたところでございます。

3 その他

- 平成 22 年度教育委員会運営方針期末振り返りについて ほか

その他でございますけれども、これは所管課のほうから後ほど説明させていただきますが、「平成 22 年度の教育委員会運営方針の期末振り返りについて」と「子ども読書活動推進計画第二次の策定について」です。以上でございます。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。それではご質問がなければ、別途所管課から説明とありました、「平成 22 年度教育委員会運営方針期末振り返りについて」説明をお願いします。

池尻教育政策
推進室長

教育政策推進室池尻でございます。「平成 22 年度教育委員会運営方針期末振り返りについて」ご報告させていただきます。

運営方針は横浜市の全区局で策定していますが、平成 22 年度の運営方針から様式や量が全市で統一されました。期末の振り返りにつきましても、平成 21 年度までは達成度を 5 段階で評価していました。今回の振り返りから実績を記載するように統一されました。こうした全市の基準に従って、期末の振り返りを行いました。

基本目標は、「「横浜教育ビジョン」の実現を目指します」でございます。

その下の、特に力を入れた取組は、教育委員会として独自に記載したものです。方面別学校教育事務所による学校支援の推進ということで、市内 4 方面に学校教育事務所を開設し、指導主事が学校を訪問してさまざまな支援を行いました。また、専門家を加えた学校課題解決支援チームを学校へ派遣しまして、学校の抱えるさまざまな課題の未然防止や対応への支援を行ったところでございます。

また、児童支援専任教諭の配置といたしまして、諸問題への校内の中心的役割と地域連携を進める対外的窓口を担う児童支援専任教諭を小学校 70 校に配置し、きめ細かな教育を推進してまいりました。

その下の、主な事業・取組の期末振り返りの状況についてでございますが、真ん中の欄の指標が年度始めに授業料や取組内容、作成期限などを設定したもので、一番右側の欄の達成状況が 23 年 3 月末の状況でございます。指標を上回ったもの、あるいは下回ったものの中から主なものをご報告いたします。

まず 1 ページ目の中ほど、はまっ子学習検定システムの構築につきましては、国語科につきましては、著作権の関係で許諾権者との調整のため、作成が 7 月を予定しております。また、1 ページ目の一番下、中学校、高校での食育教室の実施につきましては、目標を上回る実施をしてまいりました。

2 ページ目をご覧ください。重点政策 4、2 つ目、横浜英語村の実施ですが、800 人の目標に対しまして 562 人の参加となっております。

また、3 ページ目の中ほどですけれども、「2、学校・教職員の力を高めます」の方面別学校教育事務所による学校支援の推進につきましては、先ほど冒頭で申し上げたとおりでございます。また、その下、重点政策 10 ですが、非常勤講師の派遣、アシスタントティーチャーの派遣とも目標を上回る派遣をしてまいりました。

4 ページをお開きください。重点政策 13 でございますが、学校運営協議会設置校の拡大につきましては、60 校の目標に対しまして 4 月 1 日現在、55 校の設置となっておりますが、残りの 5 校についても設置に向けて準備中でございます。またその下、地域コーディネーターの養成につきましては、目標を上回る養成を行いました。またその下、教育支援隊への登録者ですが、500 人に対して登録者が 237 人とどまっております。

4 ページ目の下、5 の子どもの教育環境の整備の欄ですが、上から 3 つ目、学校施設の整備及び保全に関する基本的な考え方につきましては、現在、策定に向けて関係局と調整中となっております。

主な取組については、以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。

野木委員

いろいろまとめていただきまして、ありがとうございました。大部分が大体達

成ができるという内容だったのかもしれないのですけれども、一つだけ気になることがございます。

重点政策4の、小学生のコミュニケーション能力と国際性のことで、たしか昨年、一昨年か、非常にこの横浜英語村はとても活況で、目標人員も増やしたのではないかと思います。今回800人という目標に対して、思ったより少なかったといことですが、何か理由があったのでしょうか。

池尻教育政策
推進室長

平成21年度に最初に英語村を実施したときには、かなり大勢の応募がございましたので、22年度、800人ぐらいということで取り組んでまいりました。終わってみてということですが、まず日程が小学校の色々なサマースクールの日程と重なってしまったということ。また、会場が22年度はJRの港南台駅から徒歩10分の場所を会場にしたということで、若干、市の北部の学校にとっては少し遠かったということ。また、21年度は5、6年生を対象としていたんですが、そのときの事後のアンケートで、5年生、英語がちょっと難しく感じたということで、22年度、6年生のみの参加としたこと。この3つが考えられます。

この3つのことを踏まえまして、また23年度につきましては日程や会場等を工夫してまいりたいと考えております。

野木委員

横浜らしい非常にいい企画だと思いますので、ぜひまた大勢が参加できるようにお願いしたいと思います。

中里委員

学校によって力をつけて、学校の教育力に力のある学校と、まだ現在進行形の学校と、大分差も感じております。

いろいろな施策、例えば、はまっ子家庭学習応援BOOK配布、中学生のための礼儀・作法読本配布、人権の実践指導事例集配布とありますけれども、いろいろなことが大切なのですが、配布したものを各学校でどのように活用するか、そして事務局としては、それを継続的に支援していくシステムが大事だと思います。配布するだけではなく、それをうまくきちんと根についた教育活動にしていくために、継続的な取組が大事だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

奥山委員

重点政策10のところの、教師力の向上ですが、非常勤講師の派遣ですとかアシスタントティーチャーの派遣が予定を上回って必要であったということだと思います。やはり先生方がきちんと配置されていることというのは、保護者にとっても非常に大事な視点になってきますけれども、非常勤講師、アシスタントティーチャーが非常に必要になってきていますが、十分な数が各学校に配置されているのかということや、それから、非常勤講師の配置について増えた理由があれば教えていただけますか。

池尻教育政策
推進室長

教員については必要な定数を配置しておりますけれども、各学校でさまざまな状況で非常勤講師を配置してほしい、あるいはアシスタントティーチャーを配置してほしいということを教育委員会のほうに申し出ていただきまして、その中で確保した講師・アシスタントティーチャーを必要に応じて派遣しているという実態でございます。

奥山委員

多分こういう方々がプラスアルファで入ってくると非常に助かるという部分があると思いますので、もともとその辺の指標なども、十分これで足りているのか

ということも含めて計画を立てていただくということも必要だと思います。

池尻教育政策
推進室長

今の非常勤講師とアシスタントティーチャーにつきまして、欠員の先生のかわりということではなく、学校運営上、必要な学校に対して配置をしているというものでございます。

小濱委員

2点ほどあるのですが、1点目は、今、奥山委員のおっしゃったアシスタントティーチャーの派遣に関することです。前年度は257人で好成績だとわかりましたが、これから先の話について、実は東日本大震災がありまして、外国人の方が帰国されてしまったというようなことを聞いております。今年度、今後、AETが足りなくなるのではないかとという危惧がありますが、いかがでしょうか。

池尻教育政策
推進室長

アシスタントティーチャーは、大学生のボランティアを中心とした方です。これは特に帰国するとかそういうことではなく、大学生のボランティアの方に学校運営のお手伝いをさせていただくという制度です。

小濱委員

AETの場合はそういう危惧があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

山田教育長

AETの場合は、国によっては、例えば福島はその原発の関係の事故でお国のほうに帰られたという方もいらっしゃいます。ただ、今年度当初については、基本的にそのAETの部分については、必要な数は業者のほうに確保してもらって、年度当初の英語活動についての業務に支障はないという状況になってございます。

ただ、今後の状況によっては、今の段階では予測はできませんが、当面は問題ないということです。

小濱委員

もう1点目なのですが、4ページの重点施策13で、教育支援隊への登録者500人ってなっておりますね。これが実績としては237人ということで少なくなっていますけれども、これはどういう理由によるものでしょうか。

池尻教育政策
推進室長

教育支援隊は、平成22年度に新規で取り組んだ事業で、500人という当初は見積もりをしておりましたけれども、こういう実績を見ますと、市民へのPRが一つはちょっと足りなかったのかなと考えております。また、区役所でもさまざまなボランティア人材の登録をしておりますので、今後は市民のPRとともに、区役所ともより一層連携して、人材の確保を図っていきたいと考えております。

中里委員

アシスタントティーチャーは、特に小学校では非常に助かっているという話を聞いております。アシスタントティーチャーになって、大学4年生になって教育実習をやって、そして試験を受けて新採用で新任の教員になっていくプロセスも本人の進路を決めるためのならし期間であって、成功している事例も耳に入っております。が、反面、人材的に不適切であったり、不祥事につながったりというケースもわずかではありますが、あるように聞いております。

アシスタントティーチャーの人は学校に任されているわけですが、大事な子どもの命や教育に携わるわけですので、採用にあたっては各学校で慎重にお願いしたほうがいい、ということは感じております。

今田委員長

方面別学校教育事務所について、今年、学校現場と委員会との物理的・精神的

距離を詰めようということを進めてきた訳ですが、せっかくですのでこの成果と課題を、それぞれ所長さん4人から直接お聞かせをいただきたい、と思っておりますがよろしいですか。

丸山東部学校
教育事務所長

東部教育事務所長の丸山です。昨年度を振り返りますと、成果としては、きめ細かな学校支援ができるようになってきたことが挙げられます。学校長からもそうした声が届いております。具体的には、指導主事の計画的な学校訪問を中心に、私共も全校へ出向くことなどを通し、各学校の実態・実情を詳しくつかむことができるようになってきました。学校との顔の見える関係づくりから、それぞれの状況に応じた効果的な助言等の適切な支援が実現し始めました。これがもっとも大きな成果だととらえています。

東部学校教育事務所が所管する5区は、古くから地域に支えられる学校が多く存在します。また、市街地や繁華街等が存在することから、児童・生徒の生活環境上いろいろと刺激が多く、各学校は生活指導面でのきめ細かな対応に尽力しています。

学校の事件・事故への緊急支援についてですが、事務所にはまさに適確・迅速・きめ細かな支援が求められます。事件・事故の解決に至るまでの当該校とのやりとりでは、様々な聴き取りや意見交換等が行われることから、解決に至るまでの連携を通し、学校との相互理解や関係が深まっていると言えます。

課題としては、学校教育事務所の運営は緒についたばかりですので、取り組むすべてが課題であると考えています。その中でも、指導主事がチームで学校に出向き、学校経営についての相談を通し適確なサポートを行うところは、まだまだ十分に応えられているとは言えません。

そこで、指導主事は学校経営全般にわたり支援するための力量を高めていく必要があるかと思えます。教育活動、人材育成、学校事務支援、地域連携推進の4つの機能化が、学校経営支援において果たせることが各学校の教育の質向上には重要です。そこで、今年度は計画的な学校訪問の中で、授業訪問を充実させることとしました。と申しますのは、指導主事は教育課程のスペシャリストですので、学校経営支援については教育活動の中心である教育課程の部分から支援を行い、それを切り口として学校経営全般にわたっての支援につなげたいと考えたものです。授業をしっかりと見て、一人一人の先生や学校組織の状況を把握し、それを踏まえ校長・副校長先生と話し合う中で、教育課程・教育活動・人材育成のみならず、学校経営全般に支援を進めようと、間もなく開始する今年度の学校訪問の準備を進めているところでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

服部西部学校
教育事務所長

西部教育事務所でございます。今のお話と重なるところもあるのですが、私自身、一番感じているのは、学校と顔の見える関係が非常に強くつくられつつある、ということを実感しております。

私、所長、それから室長、課長も含めて4区の学校を訪問させていただく中で、中には何度か学校へお邪魔をしながら、校長先生や副校長先生、特に教務主任の先生方と話をする機会をつくり得たというのは、学校の身近なところでというお話でスタートした学校教育事務所にとっては、一番の成果だと実感しております。

それから、毎月、区役所の学習支援課長と定例会を開催する中で、より一層、区役所との近づきといたしますか、近さを感じることができました。統括校長の先生や、各小・中学校の会長先生、理事の校長先生方の学校に、学習支援課長と一

緒に訪問させていただいたり、あるいは警察、児童相談所についても、事務所だけではなくて区役所と一緒に話をする機会を作って行けたということも、やはり事務所ができた成果だとみんなで話しております。

指導主事は本当に多くの学校に数を重ねて訪問させていただいておりますけれども、これは課題にもつながりますが、指導主事は、校長先生や副校長先生との顔の見える関係づくりはなし得ていますが、より多くの教職員、先生方との顔の見える関係づくりも、今後事務所として行っていくべきだと考えています。

また授業視察の話がございましたが、授業づくりを通じて、特に若い先生、中堅の先生、そしてベテランの先生とも指導主事がつながり合いながら、よりよい教育活動あるいは学校づくりに向けた語り合いや相談ができるような関係づくりを一層進めていかれたらいいのかなと思っております。

西部は、なかなか地の利がないということもあって、各学校の支援についても、来ていただくのではなくて出向いていくということで、今年度は小中一貫教育推進ブロックに出向いての授業づくり講座を、各小・中学校の校長先生とご相談しながら、各方面で打っていきたい。そこへ、そのブロックの小・中学校の先生方にお集まりいただき、学び合いの場をつくっていかれたらということも考えております。

以上です。

川邊南部学校
教育事務所長

おはようございます。南部教育事務所でございます。東部、西部と重複する部分がございますので、簡潔に二、三申し上げます。

まず成果としましては、本当に指導主事の昼夜問わずの頑張りによりまして、その学校に対する支援、それに対する感謝の声を数多くいただいた、これが一番の成果かと感じております。また、2点目には、そういうことから、教育委員会がそれぞれの学校について非常に身近な存在になったという、そのような声をたくさんいただいたということですね。これらが成果として一つ挙げられると思っております。

また、今後の課題ですが、的確・迅速・きめ細かに支援をとということを掲げておりますが、1年間を振り返りますと、迅速は十分達成したかと思っております。ただ、的確とさらにはきめ細かさという部分では、まだまだ努力を要する、これが一つの今年度の課題だと思っております。それが1点目です。

2点目ですが、より一層の支援に力を入れてまいりますけれども、それぞれの事務所すべて共通しておりますが、この支援に当たっています指導主事、やがては現場に戻るわけですが、その支援の中から何を学ぶかという、支援の中から学んでいく姿勢というものを、もっと指導主事個々にも持たせたい。そういう意識を持って支援に当たっていくべきではないか、と考えております。

常には、先ほどから申し上げますが、大変ありがたいことに感謝の言葉をいただいておりますけれども、それはあくまでも管理職からであります。やはり一般職にとっても学校教育事務所が非常に身近な存在でなければならないなど、その部分についての工夫も重ねていくべきだと考えております。

以上です。

沼尾北部学校
教育事務所長

北部教育事務所長です。成果のほうは、今、3事務所のほうから報告ありましたとおり、学校を身近なところで支援できるということで、その支援に対しての成果は上がったと思っております。

もう一つ大きな成果としまして、学校を訪問することによりまして、学校の特色ある先進的な取組に触れることができまして、この先進的な事例をさまざまな

ところに発信することができたということでございます。各学校に発信、区役所に発信、関係機関に発信、学校がこういうことをやっている、それならうちの学校も取り組んでみようと。そういうすばらしい実践を把握することができて、それを伝えることができたということも大きな成果であると考えております。

北部の事務所は、新興住宅地の学校が非常に多い事務所でございます。新興住宅地の中で子どもを軸として保護者や地域の方が学校と連携して教育に取り組んでいる。この子どもを軸として子どもを育むことが、まちづくりにもつながってくるということが本当によくわかりました。

北部学校教育事務所では、「つなげよう、まち・ひと・まなび、はぐくもう、横浜のこども」ということで、今年度、今までやってきたことをさらに関係機関との連携を強めまして、子どもを軸にした地域連携の推進を進めようと思っております。

事務所全体としまして課題解決から未然防止へ、そして豊かな教育を創造していこうということで、この未然防止、そして豊かな教育を創造するためには、事務所職員のスキルアップを図っていこうということで、学校のニーズをしっかりと把握して、そのニーズにこたえられる、そういう力をつけていこうということで取組を始めているところでございます。

以上です。

今田委員長

ありがとうございました。それぞれお話しいただいて、この4つの事務所の皆さんと教育長で意見交換、情報交換して、それを地域の特性を持ちながら、頑張っていたきたいと思えます。

山田教育長

ありがとうございます。

この前、ある事務所で所長抜きで、指導主事と事務職員と打ち合わせを持ったのですが、学校と教育委員会と、そして事務所の中の距離感について、その物理的なということだけではなくて、その指導主事の先生から見れば関内の教育委員会にいたときのその学校の姿と、事務所から日常的に話をしている姿と、心理的にもかなり違ったというお話でした。

それと、その事務所から見た関内の教育委員会がどうなのかという話もいろいろとありました。事務所の中も、この教育委員会という、指導部と教職員人事部が同じ部屋の中にいるわけです。だからこそお互いの立場もよくわかったという話もありました。皆さんは距離感という言葉が言われていましたけど、それは物理的なことだけではなくて、かなりその意識の中でも、心理的な面でもいい影響もあったのかなと思っています。

その成果なるものが今、学校に具体的な成果として返ってくれば一番いいかなと思っています。以上です。

池尻教育政策推進室長

所管課から1点おわびして訂正をさせていただきます。先ほどの横浜英語村の達成状況ですが、一番右側の欄、「4日間で567人参加」の後、「平成23年」は、「22年」の間違いでございます。大変申しわけございません。おわびして訂正させていただきます。

今田委員長

他に質問がなければ、次に、「子ども読書活動推進計画の策定について」、所管課から説明をお願いします。

鈴木生涯学習

生涯学習担当の鈴木でございます。横浜市の子ども読書活動推進計画でござい

担当部長

ますけれども、これは一次の計画を18年につくりまして、それが5年の計画期間が過ぎましたものですから、今回、二次の計画を策定したということでございます。内容につきましては、課長のほうからご説明申し上げます。

中田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課中田です。よろしく申し上げます。では、お手元の資料に沿いまして、ご説明いたします。第二次計画ということで、一次計画、18年3月策定を受けまして、これからの横浜の子どもたちにもっともっと本を読んでいたきたいということで計画をつくってございます。

策定経過は、ここに書いてございますように、委員会をつくりまして策定を進めております。八洲学園大学の山本先生に委員長になっていただきまして、あとは実際に読書活動を実践されている方や、保育園・幼稚園・小学校・中学校の代表に入ってくださいました。経過は記載のとおりでございます。

では1枚めくっていただきまして、計画の内容につきましては、市民の方にご意見を募集させていただきました。2月14日から3月4日まで募集いたしました。全部で18通・39件のご意見を頂戴しております。

では簡単にA3判の資料に基づきまして内容をご紹介します。大きく左側でございますが、第一次計画の取組につきまして、成果と課題をまとめました。それを受けまして、第二次計画の目標と基本方針を設定いたしました。さらに、右側になりますけれども、今回の二次計画の具体的な方策ということで、取組例などを記載いたしまして計画を進めていくということでまとめてございます。

ではまず左側の、一次計画の成果と課題でございます。成果というところでございますが、例えば学校では朝の一斉読書活動がより普及・拡充してきました。次に、市立図書館におきましては、いろいろな子ども読書活動推進に向けた取組を進めてきております。

それから課題でございますけれども、例えば一番上の学校図書館の部分でございますけれども、より一層の充実が必要ということと、市立図書館との連携・強化が必要であるというようなことが課題になっております。また一方、市立図書館のほうも、家庭での読書活動を推進していくための啓発活動がもっと必要であるというようなことも挙げられてございます。

こういったことを受けまして、二次計画では、大きなこれからの目標を、子どもの生きる力を育む読書習慣の定着化と読書意欲の向上ということにまとめてございます。基本方針6点でございますけれども、やはり一番大切なところは、子どもたちに読書の喜びを伝えるということで、読書の楽しさ、読書の楽しみ方を味わう機会をもっともっと充実しましょうということを挙げてございます。そのほか、例えば3番で人材の育成、6番で横浜の地域特色に応じた読書活動の推進、こういったものも掲げてございます。

右側のほうに移ります。大きく、二次計画の具体的な方策は3つの柱で構成してございます。1番が子どもの成長です。発達段階に応じた読書活動ということで、幼稚園・保育園、小・中、高校、それから特別支援というような形で分けてございます。

簡単に触れておきますと、例えば(1)の幼稚園・保育園の部分では、やはり子どもが本に触れ合う環境、そこを充実していく必要があるということと、保護者の方に対して子どもへの読み聞かせの大切さや意義を伝えていくことが大事であるということを掲げてございます。その対応を具体化していくために、取組例として右側に記載してございます。それから小・中学校では、やはり学校にございます学校の図書室、学校図書館を核とした読書活動の推進に努めなければなら

ないというようなことを掲げてございます。

それから、2の家庭・地域における読書活動の推進では、やはり家庭の中でもっともっと読書ができるようにしていくことが大事だということで、いろいろ親子で読書を楽しむことを目的とした授業の実施とか、本に関する情報提供、こういったものを進めていきたいということでございます。

それから最後ですけれども、3、図書館における読書活動の推進です。やはり子どもたちへ読書活動を進めていく上で、一番重要な役割を担っていくのが図書館だと思いますので、より図書館機能を充実していくということと、家庭や地域・学校・幼稚園・保育園、そういったところが読書活動を進められるよう、図書館が積極的に支援していく、こういったことを進めていきたいと考えております。

いろいろ取組例、出てございますので、これらを具体化する中で、横浜の子どもが読書に親しむ、読書の楽しさ、楽しみを味わうということが広がっていくことを、今後この計画を通して進めていきたいと思っております。簡単でございますが、以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。

中里委員

先ほど、去年の振り返りにもありましたけれども、こういう活動を行うには、何を行うにも継続していく中で必ず成果は出てくると思います。ただ、学校運営面でのやはり工夫は必要だと思っております。継続するためには、いかに学校組織の中に組み込むかという点と、それから地域の中にいかに組み込むかという点。それがうまくいけば結局、継続して地に着いた教育になって、必ず成果出てくるわけです。非常によい取組をしている学校を私が回った中で見かけました。

まず上の宮中学校、学校区で、小・中、地域の学区の学校の保護者が一堂に集まって、そして区の図書館の図書司書の人に来ていただいて勉強会をやったりとか、読み聞かせのノウハウを教えていただいたりということ、小・中学校区で行っていました。これはまさに小中一貫でできる地に着いた教育活動になっていきますし、それが地域に根づいたものになっていきます。組織の中入っていくので、素晴らしい取組だと思っていました。

それから、学校図書室で工夫している学校もありました。一つは栗田谷中学校で、かぎをかけない図書室を職員室の横につくってありました。人通りの多いところに図書室をつくってあって、子どもが自由に図書を活用できるという工夫をしてありました。

それからいちょう小学校では、低学年・中学年・高学年と3つに分かれたオープンの図書コーナーをつくってありました。昼休み直後に見学させていただいたのですが、使用した後にもかかわらず、きちんと子どもたちが元の場所に片づけてありました。学校の教育活動全般にも影響を及ぼしていると感じました。

そういうよい取組を、その結果だけではなくて、プロセスも含めて紹介することを事務局から発信していただければ、各学校でもよい取組が進むと思います。よろしく願いいたします。

野木委員

一般的に本を読むということが、子どもの能力を高めていったり、考える力、その子どもの持っている能力を向上していくと言われております。これは世界的に見ても、特にフィンランドなどでは、図書教育というのが充実しているということを知っております。また、図書館が充実し、そしてその図書教育をきちっとしているところの学力もかなり高い、相関があるということも聞いておりますの

で、ぜひこのような活動は進めてほしいと思います。

ただ、先ほど中里委員が言われたように、学校によってかなり差がある。特に地域の方々、保護者の方々との連携ですね。それから最近では司書の免許を持っている方で、正式には司書として採用されていない方々がボランティアとして参加してくださるような可能性もかなりあるというふうに聞いております。そういうことをうまく取り入れて、そしてこの図書というのは本当に滋養の宝庫のようなものだと思いますので、小さいときからそれができるようにしてほしいと思います。

一つあるところから聞いたのが、保健室の隣に図書コーナーを持っていったところ、その保健室に来る子どもたちが本に親しんで、そして元気になっていく、というような、例も見られたということも聞いております。ぜひそういう横展開ですね、こんな例があった、あんな例があったのというのを、先ほどの方面別事務所を利用してやっていただければと思います。

奥山委員

これは第二次ということですが、第一次のほうでも、学校で地域の方々の協力を得ての読み聞かせなど、かなり普及してきたのではないか思っております。

それで一つ思いますのが、やはりその読書の習慣や本を読むという習慣があるご家族・ご家庭の子どもたちはスムーズに読書するということがあると思います。やはり今、子どもたちの格差のようなことが言われる中で、子どもたちが自ら本に触れる機会というのを、平等につくっていくことが社会的にも必要になってきているような社会情勢もあると思います。

乳幼児でいえば、必ず赤ちゃんが生まれたらブックスタートという形で絵本を配るということに取り組んでいる自治体もございます。そういった親の経済力や読書をする・しないにかかわらず、子どもたちが本に触れられる環境というのを学校や図書館、それから地域の人たちも含めて実現していく、子どもたちが主体的に本にかかわれるという体制を、学校のほうも考えていかななくてはいけない時代だと感じました。より一層、第二次のほうでは、個別具体的な活動に展開していくことを期待しています。

今田委員長

特に今の時代、映像文化やコンピューター・パソコンとは違う読書する喜びというのはやはりあるわけでしょう。読書の喜びやすばらしさを、こういう計画の中で言っていくと、計画がより生きていくのかなというような気がします。

鈴木生涯学習
担当部長

今のお答えにはなっていないと思うんですけども、本を読むことのすばらしさ、なぜ本を読むのか、ということに関しては、計画の最初に入っています。

今田委員長

食育もそうなのですが、保護者の方が日常生活で本を読むご家庭は、比較的に子どもも読む機会が早い時期からあると思います。そうするとPTAの活動のあり方にも非常に大事な要素かと思っておりますので、市P連等にも生涯教育という観点でぜひ働きかけていただきたいと思います。

野木委員

この計画は読書活動ということですので、読書というところに焦点が当たっているのだと思いますが、例えば図書館の活用で検索するときにはITとの関連があります。ITをうまく取り込むというようなことがあまり書いてないので、その辺のことも十分検討していただければと思います。

小濱委員

私のこれまでの経験からすると、本の好きな子、本をたくさん読む子と、本は

嫌いな子、あまり読まない子は大体決まっています。そこが難しいところで、この試みは大変有意義なことだと思いますが、本を読みたがらない子に対していかにしてインセンティブ与えるか、という点に重点を置くことが大事だと思います。

鈴木生涯学習
担当部長

そのために読み聞かせなどをきっかけにで本に触れる楽しさを感じてもらい、あるいは本を自ら選べるような資料をつくる、そういうことから始める予定でございます。

小濱委員

そうですね。特に幼いお子さんや低学年のときの読み聞かせ体験は、とても大事だと思います。

今田委員長

それでは他にご質問等がなければ、議事日程に従い請願等審査に移ります。
本日、予定されている審議案件のうち、教委第4号議案「教育長に専決させる請願及び陳情の指定について」は請願・陳情に関するものですので、先に審議を行いたいと思います。教委第4号議案「教育長に専決させる請願及び陳情の指定について」説明をお願いします。

高橋総務課長

総務課長、高橋でございます。教委第4号議案でございますが、議案書をご覧くださいと思います。この議案につきましては、教育委員会規則でございます、教育長に委任する事務等に関する規則第4条第9号の規定に基づきまして、教育長に専決させる請願・陳情の指定をしようというご提案でございます。

1ページのほうの規則名に「教育長に委任する事務等」という「等」の字が抜けておりますので、口頭で訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、具体的にこの指定書でございますが、3ページをご覧くださいと思います。前回、教育委員会の定例会におきまして、最近、同様の内容を求める請願・陳情が繰り返し寄せられている、毎回同じ内容の回答を差し上げている。既に決定した事項についても、同じ内容を回答するための審議というのはいかがなものだろうかというようなご指摘もございました。このため、この間、繰り返し寄せられております、そして同じ内容を回答してきております3つの類型のものを今回、指定書ということで掲げさせていただきました。

1といたしまして、平成21年度及び平成22年度に採択された横浜市立学校使用教科書に関する請願及び陳情。2、平成21年度に神奈川県教育委員会が決定した横浜市の教科書採択地区の変更に関する請願及び陳情、3、平成21年度及び平成22年度に行われた横浜市立学校使用教科書の採択の手続に関する請願及び陳情。これらを教育長専決で回答することとするという指定書でございます。

なお、4ページから5ページに、関係規則の関係条文を添付させていただきました。ご説明は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、教委第4号議案について、何かご質問等ございますか。

特にご質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

それでは、請願等の審査に移ります。所管課から説明をお願いいたします。

漆間指導部長	指導部長の漆間でございます。指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事 室長	<p>指導主事室長の齊藤でございます。受理番号 68 番の請願、請願者は青葉区の個人 1 名の方です。受理番号 70 番の要望、要望者は旭区の個人 1 名の方です。受理番号 71 番の要望、要望者は港北区の個人 1 名の方です。受理番号 72 番の要望、要望者は金沢区の個人 1 名の方です。受理番号 73 番の要望、要望者は金沢区の個人 1 名の方です。受理番号 74 番の要望、要望者は金沢区の個人 1 名の方です。受理番号 76 番の要望、要望者は鶴見区の個人 1 名の方です。</p> <p>以上の請願・要望についての考え方です。これらの請願・要望につきましては、教委第 4 号議案で承認された教育長に専決される請願及び陳情の指定に該当し、教育長専決となるものと判断されます。以上でございます。</p>
今田委員長	所管課から説明がありました。説明のとおり、受理番号 68、70、71、72、73、74、76 は、教育長専決としてよろしいでしょうか。
各委員	＜了 承＞
今田委員長	<p>それでは受理番号 68、70、71、72、73、74、76 については、教育長専決で回答するとともに、回答後は教育委員会議において報告をお願いします。</p> <p>続いて、その他の請願等について審査を行います。受理番号 75 の要望について、所管課から説明をお願いします。</p>
漆間指導部長	受理番号 75 番の要望書をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。
齊藤指導主事 室長	受理番号 75 番の要望書についてです。要望者は磯子区の個人 1 名の方です。考え方です。平成 22 年度に市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会で適正・公正に採択を行いました。平成 23 年度の教科書採択にあたっては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。
今田委員長	<p>所管課から説明がありました。要望に対する考え方について、何かご意見・ご質問はございますか。ございませんか。</p> <p>それでは、ご質問等がなければ、受理番号 75 の要望書につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。</p>
各委員	＜了 承＞
今田委員長	<p>では、了承いたします。なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。</p> <p>次に、受理番号 77 の請願書について、所管課から説明をお願いします。</p>

漆間指導部長 受理番号 77 番の請願書をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 受理番号 77 番の請願書についてです。請願者は「歴史教科書問題を考える港北の会」、代表勝野様、707 名の署名添付がございます。考え方です。請願項目 1 点目の「横浜市教科書取扱審議会」の答申につきましては、これまで採択終了後、公表しております。2 点目の教科書採択にかかる審議については、今後、教育委員会において決定されることとなります。3 点目の平成 23 年度の教科書採択にあたっては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、及び平成 23 年度横浜市教科書採択の基本方針に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございましたらどうぞ。

中里委員 この請願項目の 3 を読みますと、この請願者は特定の教科書を採択しないようにという意図だろうと読み取れますけれども、特定の教科書を採択する・しないという働きかけについての請願は、私は採択できないのではないかと思います。

今田委員長 ほかにどなたかご意見ございますか。

野木委員 私も同じ意見でございます。

今田委員長 はい。それでは他にご質問等がなければ、受理番号 77 の請願書については、皆さんの意見を踏まえて所管課の考え方を承認し、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、事務局の考え方を承認し、不採択といたします。
なお、回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思っております。
次に、受理番号 1 の請願書について、所管課から説明をお願いします。

漆間指導部長 受理番号 1 番の請願書をご覧ください。考え方を指導主事室長よりご説明申し上げます。

齊藤指導主事室長 受理番号 1 番の請願書について、請願者は、「横浜の教育を考える会」、代表・湯澤様です。考え方です。前段の請願項目については、横浜市は日本国憲法に則り、教育基本法、学校教育法等に基づいて策定された学習指導要領に則って、適切に指導を行ってまいります。
また、後段の請願項目の教科書採択の基準、観点等につきましては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導に基づき、今後、教育委員会にて決定されることとなります。以上でございます。

今田委員長 所管課から説明が終了しましたが、何かご質問等ございますか。

小濱委員 日本国憲法の解釈という部分になりますと、さまざまな考え方があるのはもちろん承知しております。自由な解釈ということはそれで結構ですが、この請願者

のおっしゃっている「日本国憲法の精神に則った教育」の骨子というところを書かれているさまざまな取組というのが出てますけれども、これを具体的にいうのはなかなか難しいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

今田委員長 どうですか。ご意見ありますか。

奥山委員 そうですね。ここに書かれています骨子の中身のところを読みますと、私もこれは難しい、無理があるのではないかと感じました。

野木委員 私も同じような感覚を得ました。

今田委員長 そうですか。それでは本件については、受理番号1の請願書については、我々の今の意見の中では承認しがたいことですので、不採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、本件については不採択といたします。回答文については、私と教育長に一任していただきたいと思います。

以上で、請願等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮りします。教委第8号議案「学校運営協議会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、教委第8号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はございますか。

高橋総務課長 ご報告申し上げます。4月12日、個人1名から教科書採択に関する要望書が、4月18日、個人1名から教科書採択に関する請願書が提出されました。これらの請願書等につきましては、事務局で調整の上、次回以降にお諮りしたいと思います。

次回の教育委員会定例会でございしますが、5月10日火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

今田委員長 皆さん、それでよろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は、5月10日の午前10時から開催することとします。

それでは、審議に移ります。教委第5号議案「横浜市立中高一貫教育校の校名候補及び適性検査実施日の決定について」説明をお願いします。

漆間指導部長 平成24年4月に開校いたします、横浜市立中高一貫教育校について、南高校に併設いたします中学校の校名候補及び平成24年度入学者の選抜における適性検査実施日をご提案いたします。詳細につきましては、高校教育課長よりご説明申し上げます。

高橋高校教育 ご説明申し上げます。横浜市立中高一貫教育校の校名候補及び適性検査実施日

課長

の決定についてということで、まず1点目、校名候補でございます。南高校に併設する中学校の校名について、「横浜市立南高等学校附属中学校」という名称を候補案としてご提案申し上げます。

選定経過は資料でございますように、南高校にかかわる地域の代表者、PTA、有識者、校長などから成る横浜市立中高一貫教育校の校名選定委員会、このメンバーは次の(2)でございます9名でございます。その委員会により素案がまとめられ、ご提案どおりのような候補案といたしました。

続きまして2点目、平成24年度入学者の選抜における適性検査実施日についての候補案でございます。平成24年2月3日金曜日を候補案としてご提案申し上げます。理由は、神奈川県立中等教育学校が同じ2月3日を予定されているようですが、併願できないようにするとともに、私立の学校に併願できるようになり、中高一貫教育における選択の機会を広げること。また、南高等学校の入学者選抜に影響が少ない日であること。以上の2点を理由としてご提案申し上げます。

なお、今後のスケジュールでございますが、校名については、平成23年5月に横浜市立学校条例の改正について市会常任委員会に提案いたします。適性検査日につきましては、平成23年6月に、平成24年度の入学者の募集及び決定に関する要綱の制定について、教育委員会に提案いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございますか。

中里委員

2つありますが、適性検査実施日の理由のところなのですが、神奈川県立中等教育学校との併願ができないようにすると書いてあります。中高一貫教育における選択の機会を広げるという視点でこの日がよいのではないかと多分選ばれたのであろうと思うのですが、文字化されてしまうと、私が保護者だったら非常に違和感を感じます。よろしく願います。

それともう一つなのですが、産みの苦しみを味わった附属中学校の開校が平成24年4月、もう目前に迫っております。その産みの苦しみの際に、現在の南高等学校を愛する同窓会、PTA組織、地域の方々の思いを受けとめましたので、ぜひ報告する機会を設けてさしあげる必要があるのではないかと考えております。強いサポーターになっていくことを心より願っておりますので、そのためにも節々での報告をお願いしたいと思います。あわせまして、この教育委員会の中にも報告していただければと思います。

今田委員長

今お話のあった実施日について、私なりの解釈でいうと、まだ県下に公立の中等教育学校が少ない中で、できるだけ多くの人がある公立の中等教育学校を受けられるチャンスを広げるというような、そういうニュアンスを持っていると思います。だから、この言い方だと閉ざされているようにも感じられる。そこをうまく表現をしたほうが、広くチャンスを与えるためにこうしたんですよということが伝わると思います。

山田教育長

下の今後のスケジュールは、「市会常任委員会に提案」ではなくて、「市会に提案します」ですよ。

奥山委員

中高一貫教育校、横浜で取り組むということについては、多分知ってる人は知ってると思いますが、保護者全体に伝わってるということではまだないのかなと思います。やはり大きな横浜市ということですので、この中高一貫校というの

を初めて取り組むってということ、教育の機会の、選択の機会を広げてくってということだと思いますけれども、十分に保護者や市民に伝えてくということも、大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

中里委員

あわせまして、魅力ある市立高校をつくるという中で附属中学校ができるわけですけれども、その中学校がほかの中学校にもいい影響を及ぼすような形でうまく歯車が回っていくことを心から願っております。

教員は中学・高校両方の免許を持っている教員がほとんどなわけですが、学習指導面、それから子どもの理解、生徒理解、生徒指導の面で、果たして6年間指導し得る力がある教員がどれだけいるかという、今までそういう機会はなかったもので、そういう力は備わってないと思います。人材育成というのは正念場になっていくと思いますので、ぜひ中学校、高校の人事の交流を全体で考えていただきながら絶えず南附属中学校への人材が供給されるような形で、事務局、高校教育課、教職員人事部と、課を広げて、部を広げての取組をお願いしたいと思っております。

今田委員長

これに関連して、人間力というか深い人間に対する愛と見識等を持った人が必要だと思いますが、教育長は、何か案があるのですか。

山田教育長

まだ具体的な人事はこれからですが、委員長が言われたみたいに6年間の長きにわたるわけですから、それなりの人物を選ばないと、その中学校・高校を一貫して教育ができないかなと思っています。

今田委員長

それでは本案については、理由のところの表現は訂正等を踏まえて、原案のとおり学校名、適性検査実施日について、了解してよろしいですか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは次に、教委第6号議案「懲戒処分の標準例の一部改正について」説明をお願いします。

伊藤教職員人事部長

おはようございます。教職員人事部長、伊藤でございます。教委第6号議案についてご説明申し上げます。これは現行の懲戒処分の行うときの標準例につきまして、市全体の改正の動きと昨今の状況を踏まえまして、一部改正をしたいというものでございます。詳細につきましては、教職員人事課長のほうからご説明申し上げます。

重内教職員人事課長

教職員人事課長、重内でございます。よろしく願いいたします。お手元の議案の2ページが提案理由でございます。懲戒処分の標準例は、平成16年9月に策定をされてから既に6年が経過し、策定当時には想定されていなかったような不祥事が発生していることから、そうした事例に対応するため、また、平成23年4月に行われました横浜市市長部局における懲戒処分の標準例の一部改正を、教育公務員に対する懲戒処分の標準例にも適用する必要があるため、懲戒処分の標準例を一部改正したいので提案をするものでございます。

同じく3ページ、そして4ページが懲戒処分の標準例・量定の一覧の案でございます。この表のうち、太字になっている部分及び太い網かけになっている部分が今回改正を提案させていただく部分でございます。

5ページをお開きください。詳細につきましては、こちらの資料を使って説明させていただきます。提案理由でも挙げさせていただきましたが、今回の改正には大きく2つの理由がございます。

1点目は横浜市の懲戒処分の標準例一部改正に伴い、教育委員会の標準例を改正するものでございます。具体的には、不適切な経理処理の未払い・過払いに該当する事例に対応するため、不適切な事務処理に対する処分の項目を新設しております。また、親睦会費の横領など、公務外の横領に対応するため、横領の項目を新設した模様でございます。さらに万引きという事例に対応するために、窃盗という項目を新設するものでございます。

改正の理由の2点目は、新たに発生した事例に対応するために改正するというものでございます。具体的には3つの分野について改正を行います。1つ目は、学校における業務データ等の不適切な管理に関する改正です。学校現場では毎日、大量の個人情報を取り扱っております。そのため、再三、注意喚起や研修を実施してまいりましたが、紛失等の事故が後を絶たないという状況であります。

そのことから、職員の意識を変えていくということを目的に、個人情報取り扱いのルールが再整備をされたところでございます。それに伴い、今回、標準例につきましても、同様の目的で当該ルールを遵守しなかった者に対しては、情報の紛失または流出のいかんにかかわらず、懲戒処分を行うこととするものでございます。

2つ目につきましては、わいせつ行為及びセクシュアルハラスメント等に関する改正でございます。特定の保護者との間に不適切な関係が生じたという事例の場合、当該児童・生徒に大きな精神的苦痛を与えてしまうこと、また、他の児童・生徒、保護者、地域などから、公平公正な教育や評価がなされていないという疑いをかけられるというようなおそれもありますことから、新たに、保護者に対する行為に関する処分を新設いたしました。

あわせて、わいせつ行為、セクシュアルハラスメント等につきまして、大分類上一つにまとめさせていただき、その中を対象者別、具体的には児童・生徒に対する行為、保護者に対する行為、児童・生徒及び保護者以外の者に対する行為に整理をするとともに、標準例の中に必要な語句の定義を盛り込むものでございます。

改正理由の3つ目、最後でございますが、これは準公金に関する改正です。準公金につきましては、その性質上、公金と同様に取り扱わなければならないものであるため、今回、公金・物品取り扱い関係の項目の中に、学校で取り扱う部活動費、PTA会費などの準公金についても、公金と同様に取り扱うものとするという旨を明記するものでございます。

改正の内容、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、ご質問等ございましたらおねがいします。

中里委員

私が子どもだったら、何をやっているの、という感じがします。教師は、うそをついてはいけません、とか、人の物を取ってはいけませんとか、子どもたちに言っていて、例えば試験をして、教師が間違っ○をつけてしまったのに、×ですよって正直に持ってくる生徒が、教育の場面でたくさんいるわけです。

そういう中で窃盗や、残念ないろいろなことがあって、その処分例を増やしていかないとならない現実があります。非常に残念です。不祥事も昨年、随分処分もいたしましたけれども、あり得ないような不祥事が起きていることも事実です。

ほとんど 98%、99%の教員は、夜・昼問わず、寝る間も惜しんで仕事に精を出しているのですが、ごく一握りの不祥事を生んで、そしてそれが新聞報道でされますと、学校も傷つくばかりではなく、子どもたち、それから過去に教わった子どもたちも「えっ、あの先生って一体何だったの」ということになってしまつて、不信感を覚えてしまいます。

この処分例は結構なのですが、ぜひやはり入り口の採用のときに、教員にふさわしい人を選んでいただくとともに、最初から教員にふさわしい人はそんなにいるわけではないので、最初の段階での人材育成が非常に大事だと思います。先ほど北部の所長が言われたように、課題解決ではなくて未然防止、防止することが本当に意味があると思いますので、そちらにぜひ力を入れていただくようお願いいたします。

小濱委員

提案理由、2ページのところで、平成16年以来、策定当時には想定されていなかったような不祥事と書いてあるんですけども、これ例えばIT化が進んで個人情報といったUSBメモリーを校外に持ち出して紛失してしまったとかですか、ほかに何かありますか。

重内教職員人事課長

今回、改正の中でもございますように、例えば窃盗については規定そのものがなかったというのは、教員という職業柄もございしますが、想定ができづらいものだったのだと思いますが、そういうものも事例として出てまいりました。また、わいせつ、セクハラのところでは保護者との不適切な関係というの、これまで明記していなかったものですが、そういう事例も実際に出てまいりました。

小濱委員

明記をしてなかったというのは、事例がなかったわけではないのですよね。

重内教職員人事課長

事例がなかったわけではないです。

小濱委員

今回の趣旨は、きちんとガイドラインを確定するということですね。

重内教職員人事課長

はい。明確にして、全体的には罰するというよりは、こういうことをすればこういう処分になります、ということを明記することによって、意識を高めてまいりたいと考えております。

今田委員長

今、中里先生が採用の話がされましたが、採用時もさることながら、採用後の研修で、人間というのはいろんなところで間違いを起こすものだから、校長先生含め管理職の人たちと人事部門の人たちで、心の教育をお願いします。それでは本件について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では原案のとおり承認いたします。
次に教委第7号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定について」説明をお願いします。

漆間指導部長

ご説明申し上げます。新たに学校運営協議会を設置したいという希望が出てまいりましたので、説明申し上げます。詳細につきましては、指導企画課長より説

明申し上げます。

今辻指導企画
課長

指導企画課長今辻でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは第7号議案、2ページをお開きください。

提案の理由は、学校運営協議会の設置等に関する規則第3条の規定に基づきまして、四季の森小学校、上白根中学校、及び上大岡小学校を指定したいためでございます。

続きまして3ページをお開きください。新規設置申請校3校のうち、四季の森小学校と上白根中学校の2校は合同の設置となります。指定日は5月2日でございます。

続きまして4ページをお開きください。まず上白根中学校区学校運営協議会からご説明をさせていただきたいと思っております。まず1番でございます。学校の概要を記載してございます。先ほど申し上げましたとおり、上白根中と新設校の四季の森小学校合同の設置となります。

四季の森小学校は、大池小学校とひかりが丘小学校が、ことし4月1日に再編・統合されたものでございます。ひかりが丘小学校には、平成21年4月に学校運営協議会が既に設置されておりましたけれども、学校の廃止に伴い、学校運営協議会も解消となりました。四季の森小学校校長には、大池小学校から異動した深山校長が就任いたしました。上白根中学校は、今年度異動してまいりました加藤校長でございます。

2番にはねらいが記載されております。経営方針等について協議会から意見をもらって、承認を得て学校運営を進めるなど、学校運営協議会がねらいとする基本的事項が書かれています。3番には申請の経過が書かれています。平成22年4月から合同設置への動きが始まり、申請に至りました。

続いて、5ページをお開きください。ここには組織案が記載されてございます。8名の地域住民、3名の保護者、2名の学識経験者、そして2校の校長からの構成となっております。丸の3つ目にはひかり本部運営委員会という地域の組織が記載されております。これは平成17年にPSYの事業で地域教育力活用事業として指定をされた組織です。学校運営協議会の下部組織としての位置づけではなく、学校運営協議会で検討される課題の改善とか、子どもにかかわる諸活動の実践的活動組織として位置づけられ、学校運営協議会と連動・連携しながら地域内の2つの学校を支援していく形になっております。

続いて、6ページをお開きください。ここには組織図が書かれてございます。学校運営協議会は、学校運営についての本来の目的の機能を発揮しながら、地域からの学校支援において、中段から下のほうの部分の組織ですけれども、ひかり本部運営委員会と連携を図ることになります。ひかり本部は下部組織の10のグループ部会を支援・調整しています。

7ページをお開きください。7ページには会則が書かれております。以上でございます。

続いて8ページをお開きください。こちらは上大岡小学校学校運営協議会でございます。学校長は遠藤校長、本年度、日枝小学校から異動してきました。2番のねらいでございます。先ほどの運営協議会と同様に、経営方針等について意見をもらって承認を得て学校運営を進めるなど、学校運営協議会がねらいとする基本的事項がここにも書かれております。また、この協議会はここにも書かれておりますけれども、地域の教育力を引き出すことも大きなねらいとしております。

続いて下段の3番の経過でございます。平成22年4月に、地域コーディネーターを配置したことから始まって、そのコーディネーターから学校運営協議会の設

置の提言があったようでございます。

続いて9ページには組織案がございます。7名の地域住民と3名の保護者、2名の学識経験者、そして学校関係者3名からの構成となっております。こちらの学校運営協議会も学校運営についての本来の目的の機能を発揮しながら、地域との連携においては、図のとおり3つのサポート委員会と7つの部会を設置して組織をつくっています。学校運営協議会で検討・立案された学校支援についての事項を実践に移す機関などとして位置づけられております。

次の10ページには会則が記載されております。

説明は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたらお願いします。

最初に私から、中学校区学校運営協議会について、こちらは小学校と中学校の仲がいいからこういう形ができるのだと思いますが、主導権はどちらが持つ、例えば中学校が主体などあるのでしょうか。

今辻指導企画
課長

それは、それぞれ合同でやっている学校が今回のものを合わせて、全部で6つ目のグループになりましたがやはりそれぞれの学校で違うと思います。今回の場合は小学校で既に開いていた四季の森小が引き継いでおりますので、今回は四季の森がイニシアチブをとると思いますけれども、時間がたてばいろいろな場面で小学校がイニシアチブをとったり、中学校がイニシアチブをとったり、バランスよく機能しているのではないかと思います。

漆間指導部長

まさしく横浜型の小中一貫教育校というのは9年間を見通した教育ですので、それを小学校1年から中学校3年卒業までの間、地域の方々が見ていただくというのには非常に意味があると思いますし、また地域の方にとっても、小学校・中学校両方に属してらっしゃる方もいらっしゃいますので、一つの会合で一回でできるというメリットもあるかと思えます。

野木委員

今では学校運営協議会、何校になりましたか。

今辻指導企画
課長

今回の3校を入れて、58校の設置となりました。

山田教育長

この上白根中学校区の中に、ほかにも小学校があると思いますが、その小学校の中に運営協議会を持つてる学校はありますか。

今辻指導企画
課長

それはないと思います。

小濱委員

この初めのほうの合同の学校運営協議会の6ページに組織図が出ておりますよね。それで、その下に並んでいるのを見ますと、普通の学校運営協議会の組織図とは少し違って、かなり具体的に細かいことが書いてあります。例えば漢字検定、花壇、中学生ボランティアとかですが、これは、ひかり本部運営委員会の中にもともとあって、それを踏襲していくような形をとっているのでしょうか。

今辻指導企画
課長

はい。このもととひかり本部運営委員会も支援する組織でございましたので、この運営委員会とこの下の組織は一緒に連携しているもので、併設して書か

せていただいたきました。一番大事なのはその学校運営協議会の上のほうの部分で、学校の経営についてはそこでしっかりやって、連携の部分をこの運営委員会と下の10個の部会がサポートすると、そういうような形になっております。

小濱委員

そうしますと、普通は9ページのほうの組織図、例えば上大岡小の場合ですと、もう少し部会を大きくとらえていますが、全体としてはこういうものも必要なのではないかという気がします。細かい部会だけですと、何かが抜け落ちてしまう心配があると思いますがいかがでしょうか。

漆間指導部長

既に実はそういう面での懸念については指摘してありまして、基本的には学校運営協議会といいますのは、学校の経営方針であるとかについて地域の方に報告をし、ご意見をいただくというような性格のもので、こういう細かなものから少し外れる部分が出てきますので、そのところについてはしっかりと取り組むようにと伝えていきます。

こちらは実はひかり本部のほうが平成17年に先にできた関係で、この辺の組織も大事にして、一緒に地域とともにやっていこうという思いが校長の中にあつたものですので、これを位置づけておりますが、今、委員のご指摘のような大きくとらえた部分については運営協議会の委員の方たちもしっかりと認識しておりますので、取り組めるものと思います。

中里委員

私は小濱委員と考えが違ふんですけれども、学校運営協議会ができ上がっていくまでのプロセスとか、それまでにあった地域とのかかわりというのは、学校によって随分違いがあると思います。今までのものも大事にしながら、そしてさらに継続していくための組織をつくるということなので、私は学校によって、ざっくりしたものであっても、細かく具体化されているものであっても、それは構わないのではないかと思います。

ただ、学校経営上、プラスになるような形のご意見を伺う場であるという目的は失わないで、各運営については、各学校の歴史とかプロセスを大事にしてあげることが大事かだと思います。

今田委員長

それでは、原案のとおり承認してよろしゅうございますか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

以上で、公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

次回以降でかまわないのですが、私から2点お願いがあります。

1点は、新しい学習指導要領が小学校で23年から始まったことで、授業時間数をどのように増やしていくのかという問題があると思いますが、東京都では土曜日の授業ということも言っているようです。他都市の状況はどうなっているのか、また横浜市での検討状況の報告をお願いします。

もう1点は、この震災や原発の影響で、部活を一部休止していたりもしますが、市立学校の全体的な報告をお願いしたいと思います。

山田教育長

では次回までにまとめておきます。

今田委員長

それでは以上で、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。
また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時50分]